

亀岡地区公園運動場及び菊間緑の広場公園運動場使用料一覧

区分		使用時間	使用料	
亀岡地区公園運動場 (防災緑地)	多目的広場	1 時間までごとに	160円	
	夜間照明施設	1 時間までごとに	800円 810円	
菊間緑の広場公園運動場	多目的広場	1 時間までごとに	320円 330円	
	夜間照明施設	1 時間までごとに	1,800円 1,840円	
	庭球場	人工芝コート (1 面)	1 時間までごとに	250円
		夜間照明施設	1 時間までごとに	250円
		クレートコート (1 面)	1 時間までごとに	200円
	総合体育館	競技場	1 時間までごとに	700円 710円
		照明施設	1 時間までごとに	1,100円 1,120円
		多目的ホール	1 時間までごとに	300円 310円
		照明施設	1 時間までごとに	200円
		冷暖房施設	1 時間までごとに	300円 310円
		卓球場 (1 台)	1 時間までごとに	200円
		武道場	1 時間までごとに	1,000円 1,020円
		トレーニングルーム	1 人 1 回	150円
			回数券11枚つづり	1,500円
会議室		1 時間までごとに	160円	
	冷暖房施設	1 時間までごとに	90円	
ミーティングルーム 1	1 時間までごとに	50円		

		冷暖房施設	1時間までごとに	30円
		ミーティングルーム 2	1時間までごとに	210円
		冷暖房施設	1時間までごとに	120円
設備	シャワー		1回	100円
	放送施設		1日	550円 560円
	ステージ照明装置		1日	550円 560円
	電源コンセント（1口）		1日	200円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、夜間照明施設、照明施設、冷暖房施設及び設備を除く。
- 3 多目的広場、競技場、多目的ホール及び武道場の半面以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。ただし、冷暖房施設及び設備を除く。
- 4 中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設、照明施設、冷暖房施設、会議室、ミーティングルーム 1、ミーティングルーム 2 及び設備を除く。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。